

# 「令和8年度 中央中学校いじめ防止基本方針」

桐生市立中央中学校

平成26年3月策定

## 1 いじめ防止等のための取組に対する基本的な考え方

### ○いじめに対する基本認識について

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立ち、保護者等との連携を密にし、いじめを絶対許さない学校づくりに全力で取り組みます。いじめの未然防止及び早期発見に重点を置き、いじめ事案が発生した場合には迅速かつ適切にこれに対処するため、桐生市立中央中学校いじめ防止基本方針を定めます。

### ○いじめの未然防止について

中央中学校のすべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることが、いじめの未然防止につながると考えます。そのため、生徒一人ひとりが自己有用感や充実感を感じられ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる学校づくりを進めていきます。また、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに力を注ぎます。

### ○いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる場合があります。けんかやふざけ合いであっても、生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

また、生徒が相談しやすい雰囲気や環境をつくっていくことでいじめの早期発見につながると考えます。

### ○いじめの解消について

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有を行います。また、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うこと、指導後も、被害者やその家族が安心できるまで寄り添った対応を行うことで解消につながると考えます。

## 2 いじめ防止等のための組織

### (1) 組織の構成員等

#### ○「中央中学校いじめ防止対策委員会」構成員

校長、教頭、教務主任、学年主任、事務職員、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員、担任、部活動顧問、各学年生徒指導担当、各学年教育相談担当、学校医などを構成員に加えます。

※教育相談に該当する生徒について、毎週変容をデータ化し、職員全員で周知する。

※毎週生徒指導部会（校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー）を開催し、必要に応じて関係職員を入れた校内ケース会議を開催します。

## (2) 活動の概要

- いじめ相談の窓口になり、家庭・地域への周知を図ります。
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行います。
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にを行います。
- 本人がいじめを否定したり、周囲がいじめと認識しなかったりする場合も、いじめにつながる行為に対しては適切に対応します。
- 「中央中学校いじめ緊急対応マニュアル」の周知及び改訂を行います。
- 必要に応じて関係相談機関と連携した対応を迅速に進めます。
- 毎月実施する「いじめに関するアンケート」の分析と保管（卒業後5年間）を行います。
- 生徒会によるいじめ防止活動を行います。

## 3 いじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの未然防止のための取組

- 「中央中学校 いじめ防止基本方針」に基づき、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団作りに努めます。
- 日々の授業や道徳教育を充実させることで、生徒の「豊かな心」の育成につなげ、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍でき、充実感や達成感を味わえる学校づくりを進めます。また、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に該当生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- 教職員は普段からカウンセリングマインドで生徒と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- いじめを早期に発見するために、生徒の変化に気づいたり、気づいた情報を確実に共有したりする方法などについて考え、実践します。
- けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 普段の子どもの生活を把握するための「いじめに関する生活アンケート」を毎月実施するとともに定期的に個人面接等を実施します。
- hyper-QU 検査を実施し、その結果を学級経営等に生かしながら、よりよい学校生活や友達づくりを進めます。
- スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。
- 教育相談委員会の情報交換・協議を、いじめの早期発見の視点から行います。

### (3) いじめ解消のための取組

- いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに「中央中学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげることで、学級担任等が一人で抱え込むことがないようにします。
- 措置を行う際は、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に

対応すること、教育的配慮のもとでケアや指導を行うことなどについて配慮します。

○いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。

○謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期日（少なくとも3ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消とします。

#### (4) 重大事態発生時の対応

○「中央中学校いじめ緊急対応マニュアル」ならびに「緊急対応の手引き」（文科省H22.3）にしたがい、市教委をはじめとする関係機関と連携をとるとともに、「中央中学校いじめ防止対策委員会」を中心として校内組織で迅速かつ適切に対応します。

## 4 関係機関との連携

(1) 深刻ないじめの場合、市教委、警察、児童相談所、医療機関等と連携して、いじめの早期解消を図ります。

(2) 深刻な事案が発生したときの連携を容易にするために、各機関とは日頃からの連携を深めます。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針を相談したい。	市教委学校教育課教育支援係
・指導方針について相談したい。 ・生徒や保護者への対応を相談したい。	総合教育センターいじめ対策室
・いじめによる暴行、傷害等の刑事事件が発生している。	児相、警察、青少年センター
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関、こころの健康センター
・いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的、心理的支援について。	児相、市福祉課、市子育て支援課

## 5 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝えます。

○学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝えます。また、今後の対応の方針について具体的に示します。

○対応経過をこまめに伝えるとともに、生徒の様子等についての情報を保護者から伺います。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

○事情聴取後、生徒を送り届けながら家庭訪問し、事実経過を伝え、その場で生徒に事実の確認をします。

○相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。

○指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。

○誰もがいじめられる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

○学校からの事実説明や対応に納得できない保護者の場合は、あらためて事実確認、学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求めます。

(3) 保護者との日常的な連携

○いじめが発見されたときだけでなく、平素より保護者との連携を図り、いじめ防止のための取組をします。

(4) 評価の実施

○「学校評価」の羅針盤に、いじめ防止の取組にかかわる評価項目を設け、生徒・保護者・教職員・第三者による評価や意見を分析することを通して、取組の随時改善に努めます。

附記 平成28年4月一部改正  
平成29年4月一部改正  
平成30年4月一部改正  
平成31年4月一部改正  
令和2年4月一部改正  
令和3年4月一部改正  
令和4年4月一部改正  
令和5年4月一部改正  
令和6年4月一部改正